

第16回 定時株主総会 招集ご通知



日 時

2023年3月24日（金曜日）午前10時
（受付開始は午前9時30分を予定しております）

場 所

東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
（末尾の会場ご案内図をご参照下さい）

議 案

第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

フロンティア・マネジメント株式会社

証券コード 7038

企業理念

クライアントの利益への貢献

企業価値の向上を図ることで、クライアントの利益に貢献します。

ステークホルダーの利益への貢献

バランスの取れたソリューションの提供により、株主・経営者・従業員・取引先・顧客・債権者等ステークホルダーの利益に貢献します。

社会への貢献

顧客企業の提供する価値（財・サービス）の向上を図ることで、社会に貢献します。

代表挨拶



代表取締役
大西 正一郎



代表取締役
松岡 真宏

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第16回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

当社は、2022年4月の東京証券取引所の市場再編に際しプライム市場に移行いたしました。これもひとえに株主の皆様方をはじめ、全ての関係者の皆様方のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

これからも、当社の経営理念である「クライアントの利益への貢献」「ステークホルダーの利益への貢献」「社会への貢献」を通じて持続的成長を実現するため、サステナビリティ基本方針及びマテリアリティを基軸とし、さらなる業容の拡大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

証券コード 7038
2023年3月8日

株 主 各 位

東京都港区六本木三丁目2番1号
フロンティア・マネジメント株式会社
代表取締役 大 西 正 一 郎
代表取締役 松 岡 真 宏

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.frontier-mgmt.com/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認下さい。)



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/7038/teiiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記のウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「フロンティア・マネジメント」又は「コード」に当社証券コード「7038」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。)



なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送下さるか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2023年3月23日（木曜日）午後6時までには到着するよう議決権を行使して下さいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月24日（金曜日）午前10時（受付開始予定 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター

3. 目的事項
報告事項

1. 第16期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を出席票として会場受付へご提出願います。
 - ・議事資料として「本招集ご通知」を、当日会場までご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - ・当日の入場は、株主様のみとなります。代理出席の場合は、代理人の方も株主様である必要がございます。代理人として行使する議決権行使書及び代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出下さい。
 - ・議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知下さい。
 - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ・会社法改正により、電子提供措置事項について上記インターネット上の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

① 連結計算書類の「連結注記表」② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類、計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

〈新型コロナウイルスに関するお知らせ〉

新型コロナウイルスの感染が広がっております。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**下さい。

日時 2023年3月24日(金曜日) 午前10時 (受付開始: 午前9時30分)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

行使期限 2023年3月23日(木曜日) 午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力下さい。

行使期限 2023年3月23日(木曜日) 午後6時入力完了分まで

※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

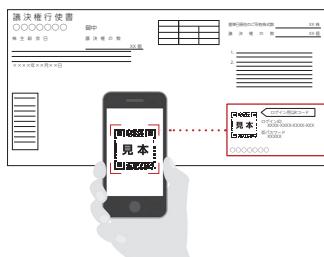
※ 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

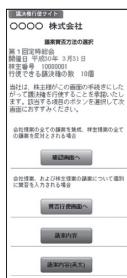
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



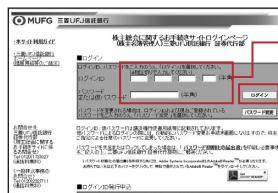
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認下さい。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

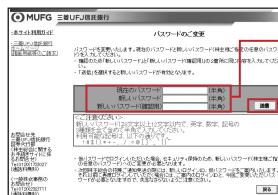
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックして下さい。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社CJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、当社グループの将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- | | |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 配当財産の種類 | 金銭といたします。 |
| (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき 28円 といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、 320,954,396円 となります。 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2023年3月27日 |

第2号議案

取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものがあります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、取締役候補者の選任につきましては、任意の指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会にて候補者を決定しております。

にしはら まさお 西原 政雄

新任



生年月日

1951年5月18日

所有する当社の株式数

0株

在任年数

0年

取締役会出席状況

—

略歴、当社における地位及び担当

1975年 4月 大蔵省入省
2004年 7月 金融庁 検査局長
2007年 7月 同庁 監督局長
2008年 7月 証券取引等監視委員会 事務局長
2009年 8月 民間都市開発推進機構 専務理事
2013年 6月 全国地方銀行協会 副会長専務理事
2022年 8月 当社 顧問（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

金融庁、民間都市開発推進機構及び全国地方銀行協会の要職を歴任した中で培われた財政・金融政策における豊富な経験と、地方銀行業界取に関する深い識見をもとに、今後当社を適切に経営し、当社の企業価値の向上に貢献することが期待できることから、取締役候補者としたします。

- (注) 1. 西原政雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。西原政雄氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令で定められた監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に基づき、社外監査役の補欠として、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

当該補欠監査役については、監査役の員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期は前任者の残存期間といたします。また、本決議の効力は、次期定時株主総会開始の時までといたします。

なお、補欠監査役の候補者の選任については、任意の指名・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会にて候補者を決定しております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

の だ ひ ろ こ
野田 弘子

社外 独立



生年月日

1960年7月3日

所有する当社の株式数

0株

在任年数

0年

取締役会出席状況

—

監査役会出席状況

—

略歴、当社における地位

- 1987年4月 港監査法人（現あずさ監査法人）入社
- 1987年8月 ブルデンシャル証券会社東京支店入社
- 1992年8月 インドスエズ銀行東京支店（現クレディ・アグリコールCIB）入社
- 2000年6月 カナダコマース銀行東京支店入社
- 2006年7月 株式会社ビジコム入社
- 2007年9月 プロミネントコンサルティング株式会社 代表取締役
- 2010年5月 プロビティコンサルティング株式会社 代表取締役（現任）
- 2014年4月 亜細亜大学大学院アジア国際経営戦略科 非常勤講師（現任）
- 2019年3月 三井海洋開発株式会社 社外取締役（現任）
- 2019年3月 岡部株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2021年3月 ピジョン株式会社 補欠監査役（現任）
- 2021年6月 エステー株式会社 社外取締役（現任）
- 2022年6月 蝶理株式会社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

- プロビティコンサルティング株式会社 代表取締役
- 亜細亜大学大学院アジア国際経営戦略科 非常勤講師
- 三井海洋開発株式会社 社外取締役
- 岡部株式会社 社外取締役（監査等委員）
- ピジョン株式会社 補欠監査役
- エステー株式会社 社外取締役
- 蝶理株式会社 社外取締役

補欠監査役候補者とした理由

会社経営者として、また公認会計士として経営分野における知見を活かし、社外監査役として経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し、補欠監査役候補者とします。

また、同氏は東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしていることから、同氏が監査役に就任した場合は、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として届け出る予定です。

- (注) 1. 野田弘子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 野田弘子氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 当社は、野田弘子氏が監査役に就任した場合は、同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。野田弘子氏が監査役に就任した場合は、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 野田弘子氏が監査役に就任した場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

(ご参考) 当社取締役及び監査役 (取締役候補者及び補欠監査役候補者を含む) の
スキル・マトリックス

| 氏 名 (現在の役職) | 属 性 | 企 業 経 営 | 経 済 | 財 務 会 計 | 企 業 投 融 資 | 法 務 リ ス ク 管 理 | 営 業 マ ケ テ ィ ン グ | グ ロー バ ル | 環 境 社 会 |
|---------------------|------------|------------|-----|------------|--------------|------------------|--------------------|----------|------------|
| 大西 正一郎 (代表取締役) | | ● | | | ● | ● | ● | | ● |
| 松岡 真宏 (代表取締役) | | ● | ● | | ● | | ● | ● | |
| 小森 忠明 (取締役) | | | | ● | ● | | ● | ● | |
| 西原 政雄 (取締役候補者) | | | ● | ● | ● | | | | ● |
| 大杉 和人 (取締役) | 社 外 独 立 | | ● | ● | ● | | | ● | |
| 鵜 濑 恵子 (取締役) | 社 外 独 立 | | ● | | | ● | | | ● |
| 梅 本 武 (監査役) | 社 外 独 立 | | ● | ● | ● | | | | |
| 下河邊 和彦 (監査役) | 社 外 独 立 | ● | ● | | | ● | | | |
| 服部 暢達 (監査役) | 社 外 独 立 | | ● | ● | ● | | | ● | |
| 野田 弘子 (補欠監査役候補者) | 社 外 独 立 | ● | | ● | | | | | ● |

事業報告 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（自2022年1月1日 至2022年12月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う行動規制が段階的に緩和され、社会・経済活動の正常化と景気の持ち直しの動きが一部見られたものの、ロシア・ウクライナ情勢の長期化による資源の供給不足やエネルギー価格の高騰、円安の進行に伴う物価の上昇など景気の下振れリスクは依然として大きく先行きは不透明な状況であります。

このような経営環境の下、当社グループは、経営コンサルティング、M&Aアドバイザー、再生支援、その他の機能を活かした包括的なサービス提供により、ワンストップで企業の課題解決を図る提案と執行に引き続き注力するとともに、1月には人事関連コンサルティング事業を行う株式会社セブレインを当社グループに迎え、経営コンサルティングにおけるソリューション領域を拡充し、4月には経営人材の派遣を伴う投資事業を行うフロンティア・キャピタル株式会社を設立し、事業開始に向けて準備を進めてまいりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高は7,915,655千円（前連結会計年度比37.9%増）、利益面に関して営業利益は908,131千円（同81.2%増）、経常利益は921,511千円（同79.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は556,722千円（同64.4%増）となりました。

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。なお、売上高はセグメント間の売上高を含んでおります。

また、当社グループの事業はこれまで単一セグメントとしておりましたが、当連結会計年度よりフロンティア・キャピタル株式会社を設立し、経営人材の派遣を伴う投資事業を開始することに伴い、新たに「投資事業」を追加し、「コンサルティング・アドバイザー事業」と「投資事業」の2区分に変更しております。そのため「コンサルティング・アドバイザー事業」における売上高及び営業利益、並びに各事業別の売上高を除き、前連結会計年度との比較・分析を行っておりません。

（コンサルティング・アドバイザー事業セグメント）

コンサルティング・アドバイザー事業セグメントの当連結会計年度の業績は、経営コンサルティング事業とM&Aアドバイザー事業（当連結会計年度より、ファイナンシャル・アドバイザー事業をM&Aアドバイザー事業へ事業名称を変更しております。）が好調に推移し、売上高は7,912,655千円（前連結会計年度比37.8%増）、営業利益は1,099,403千円（同119.3%増）となりました。

各事業別の経営成績は次のとおりであります。

<経営コンサルティング事業>

経営コンサルティング事業の当連結会計年度の業績は、売上高4,351,972千円（前連結会計年度比32.7%増）となりました。当連結会計年度においては、積極的な採用による人員増加の効果が表れてきたことに加え、SR/IR関連、DX関連、人事関連等のコンサルティングサービスの強化拡充が寄与し、前連結会計年度比で大きく増収となりました。

<M&Aアドバイザー事業>

M&Aアドバイザー事業の当連結会計年度の業績は、売上高2,793,465千円（前連結会計年度比61.9%増）となりました。当連結会計年度においては、大型・中型のM&A案件が順調に成立した結果、前連結会計年度比で大きく増収となりました。

<再生支援事業>

再生支援事業の当連結会計年度の業績は、売上高601,236千円（前連結会計年度比9.2%減）となりました。当連結会計年度においても、金融機関による企業への融資支援の継続により、再生支援のニーズが拡大せず、売上高は前連結会計年度比で減少いたしました。

<その他事業>

その他事業の当連結会計年度の業績は、売上高165,982千円（前連結会計年度比124.9%増）となりました。

(投資事業セグメント)

投資事業セグメントの当連結会計年度の業績は、当事業の立ち上げに伴う人件費等の諸費用により、売上高17,603千円、営業損失191,272千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資（有形固定資産及び無形固定資産（のれん及び顧客関連資産を除く））は、総額で153,841千円であり、その主なものは、本社事務所及び大阪事務所の設備工事、什器備品等であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の売却、除却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、金融機関より所要資金として短期借入金500,000千円及び長期借入金860,000千円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社は、2022年1月14日付で株式会社セレブレインの株式を取得し、連結子会社といたしました。

また、当社は2022年4月1日付で、新たにフロンティア・キャピタル株式会社を設立し、連結子会社といたしました。

(8) 会社が対処すべき課題

当社グループは、既存事業の成長を図るとともに顧客企業の課題に対する最適なサービスを提供するため、以下のような施策及びソリューションの拡充を図っております。

① 専門人材の積極的採用・育成の強化並びに社員の働きやすい環境の整備

当社グループにとって最も重要な経営資源は人材であり、多様化する案件需要に対応できる専門人材を確保するために積極的な採用を継続し、当社の規模拡大を図ってまいります。

また、他社との差別化を推進するため、経営コンサルティング事業において、産業知見を豊富に有する人材や特定の業務分野に精通した人材のさらなる採用・育成を強化するとともに、M&A案件やグローバル案件の増加に対応するため、当該分野における優秀な専門人材を積極的に採用・育成してまいります。

さらに、幅広い産業へのサポート体制構築のため、各産業分野のアナリストを招聘し重点産業分野の拡大を図るとともに、中期的にさらなる領域拡大を目指してまいります。

加えて、人的資本を中核とした当社のサステナビリティ基本方針及びマテリアリティ並びにDE&Iの推進により多様な人材が活躍できる職場環境の構築と同人材の採用並びにリテンション強化、時間外労働の抑制、ハラスメントの根絶、マネジメント層に対する研修などについても取り組んでまいります。

② 中堅・中小企業への投資や投資事業に関連するコンサルティング事業の強化

中堅・中小企業においては、市場が縮小する中で新規事業の展開が大きな課題となっており、そのためのコンサルティング支援ニーズは増加しております。同時に新規事業の展開を目的としたリスクマネーの需要が高まっており、当社グループとしてはファンドや自己投資を通じて顧客企業をサポートし、経営者派遣やコンサルティングを実施することによって、投資先である顧客企業の企業価値の向上を図り、投資資金の回収とそれに伴う成功報酬の收受を目指します。

また、地域金融機関が行う投資事業を支援するコンサルティングについても引き続き実施してまいります。

さらに、日本企業においては、サステナビリティへの対応、デジタル化等の生産性向上への対応、少子高齢化や事業承継問題等を抱えている地域経済活性化への対応、そしてアフターコロナへの対応等、ビジネスモデルの変革が求められております。このような企業の重要課題を解決するとともに、社会課題の解決を図っていくため、中長期的かつ経営人材の派遣を伴う投資事業を開始し、投資先企業のビジネスモデルの変革や業界再編による成長を図ってまいります。

③ 大企業に対するコンサルティング及びM&A実行支援の強化

大企業のクライアントにとって事業構造の転換に関する支援ニーズは多く、事業ポートフォリオの見直しに関するコンサルティングからM&Aの実行、そしてPMI（ポスト・マージャー・インテグレーション）までをワンストップで行う支援体制は、今後さらに拡大することが想定されるため、当社グループとしても注力してまいります。

④ 中堅・中小企業のM&A支援の強化

国内の中堅・中小企業の経営者の高齢化に伴い、事業承継に関する課題が増えており、同時に事業承継型M&Aも増加しております。当社グループは、当社独自の金融法人ネットワークを通じて持ち込まれる事業承継型M&A案件を中心に、事業承継サービスを伸長させてまいります。

⑤ ESGやサステナビリティ戦略、及びDX（デジタルトランスフォーメーション）戦略を通じたコンサルティング事業の強化

ESGやサステナビリティへの対応やDXへの対応に関する顧客企業からの支援ニーズは急速に高まっており、当社グループとして専門人材の確保を進め、コンサルティング領域を拡大してまいります。

⑥ 認知度及びブランド力の向上

当社グループの潜在顧客の信頼を高めるため、当社グループの認知度及びブランド力の向上が必要となります。

そのための方策として、当社グループのオウンドメディアである「FRONTIER EYES ONLINE」や、当社主催のウェビナーの運営等にも注力してまいります。

⑦ 組織的営業体制の整備

当社グループの売上の最大化を図るため、近年の成長ドライバーとなっております事業法人向けの組織的なカバレッジ体制を一層強化してまいります。

(9) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

| 区分 | 期別 | 第13期 (2019年12月期) | 第14期 (2020年12月期) | 第15期 (2021年12月期) | 第16期 (当連結会計年度) (2022年12月期) |
|-------------------------|----|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高(千円) | | 4,771,144 | 5,192,527 | 5,741,654 | 7,915,655 |
| 経常利益(千円) | | 678,872 | 575,633 | 514,576 | 921,511 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益(千円) | | 429,382 | 420,515 | 338,707 | 556,722 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | | 37.65 | 36.89 | 29.70 | 48.67 |
| 純資産額(千円) | | 2,185,341 | 2,448,598 | 2,454,066 | 3,015,956 |
| 総資産額(千円) | | 3,269,111 | 3,792,731 | 3,819,274 | 5,658,644 |

② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区分 | 期別 | 第13期 (2019年12月期) | 第14期 (2020年12月期) | 第15期 (2021年12月期) | 第16期 (当事業年度) (2022年12月期) |
|----------------|----|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売上高(千円) | | 4,762,968 | 5,188,593 | 5,732,196 | 7,546,117 |
| 経常利益(千円) | | 660,550 | 556,817 | 513,057 | 1,081,609 |
| 当期純利益(千円) | | 417,231 | 413,157 | 345,454 | 754,497 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | | 36.58 | 36.24 | 30.29 | 65.96 |
| 純資産額(千円) | | 2,158,459 | 2,414,569 | 2,429,387 | 3,136,089 |
| 総資産額(千円) | | 3,243,878 | 3,759,798 | 3,800,171 | 5,646,614 |

(注) 2019年10月1日付で普通株式1株につき2株、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第13期(2019年12月期)の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(10) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 (千円) | 出資比率 (%) | 事業内容 |
|----------------------|-------------|-------------|------------------------------|
| 頂拓投資諮詢 (上海) 有限公司 | 120,000 | 100.00 | 経営コンサルティング事業 M&Aアドバイザリー事業 |
| 株式会社セレブレイン | 64,500 | 60.36 | 経営コンサルティング事業 その他事業 |
| フロンティア・キャピタル 株式会社 | 500,000 | 100.00 | 経営人材の派遣を伴う投資事業 |

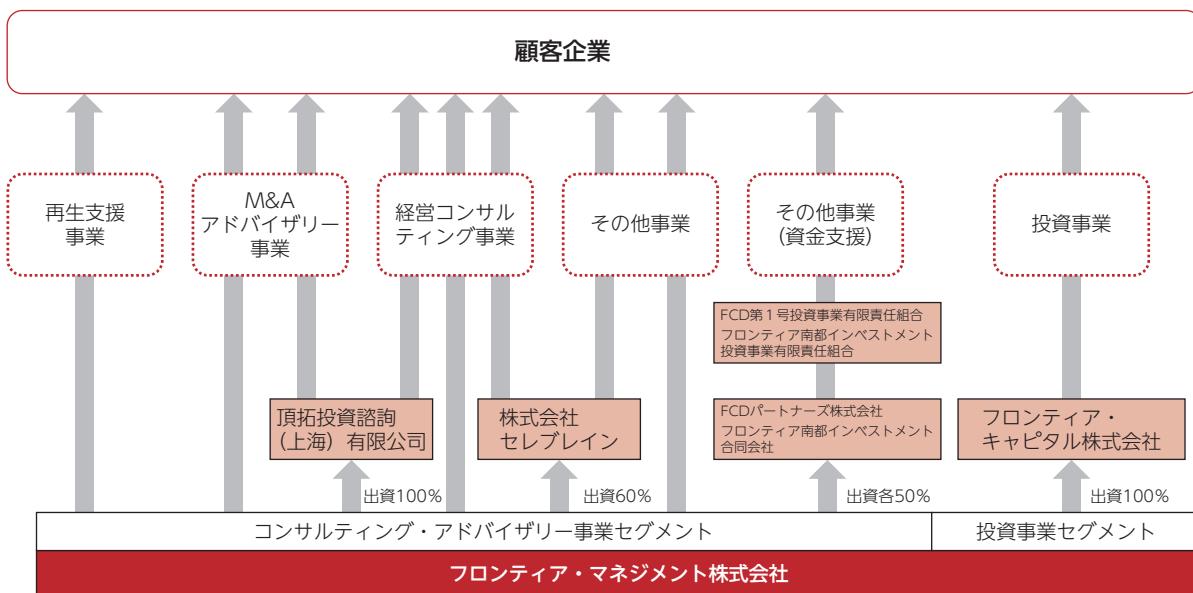
- (注) 1. 2022年1月14日付で、株式会社セレブレインの株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
2. 2022年4月1日付で、新たにフロンティア・キャピタル株式会社を設立し、同社を連結子会社といたしました。

(11) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社グループは、当社（フロンティア・マネジメント株式会社）と連結子会社3社（頂拓投資諮詢（上海）有限公司、株式会社セレブレイン、フロンティア・キャピタル株式会社）及び持分法適用関連会社2社（FCDパートナーズ株式会社、フロンティア南都インベストメント合同会社）の計6社で構成されております。

当社グループは、「クライアントの利益への貢献」、「ステークホルダーの利益への貢献」、「社会への貢献」を経営理念として掲げ、経営コンサルティング、M&Aアドバイザリー及び再生支援といった各種経営支援サービスと経営人材の派遣を伴う資金支援サービスの提供を主たる業務としております。

当社グループは、これらのサービスを、顧客企業のニーズに応じて、単独又は組み合わせることにより提供しております。また、当社グループは、特定の金融機関、監査法人又は事業法人等の資本系列に属さない独立系のコンサルティングファームであり、利益相反のない中立的な立場でサービスを提供しております。



当社グループの事業は、「コンサルティング・アドバイザー事業」と「投資事業」の2つのセグメントで構成されております。

各セグメントの概要は以下のとおりです。

① コンサルティング・アドバイザー事業セグメント

コンサルティング・アドバイザー事業セグメントの売上は、イ) 経営コンサルティング事業、ロ) M&Aアドバイザー事業、ハ) 再生支援事業及び二) その他事業に区分されております。

各事業の概要は、以下のとおりです。

イ) 経営コンサルティング事業

顧客企業の経営戦略（全社戦略・事業戦略・機能別戦略（マーケティング、オペレーション等の企業の個別機能に対する戦略））の立案、中期経営計画の策定から実行支援、常駐型で実行支援を行う経営執行支援、M&Aに関連して実施される事業デュー・ディリジェンス（事業等に関する調査・分析）等のサービスを提供しております。

当社グループのコンサルティング事業における特長の一つとして、経験豊富なアナリストを擁していることなどを背景に幅広い業界（小売・流通、運輸、飲食、サービス、情報通信、テクノロジー、製造業、商社及び医薬・ヘルスケア等）に対して、各産業の特性に応じた各種ソリューションを顧客企業に提供している点が挙げられます。

また、経営の高度化や事業承継の増加などを背景に、経営執行支援の機会が多様化しており、マネジメントチームを派遣し、常駐型で経営執行を支援する業務が拡大しております。

さらに、顧客企業のESGやサステナビリティへの対応やDX（デジタルトランスフォーメーション）への対応についても取り組んでいます。

当社グループは、創業以来、様々な業界に知見を有する産業アナリストやコンサルタント、特定の業務分野に精通した専門家人材を順次採用し、各専門家人材のナレッジ・ノウハウの共有化を進めることで、組織全体として顧客企業が属する業界に対する知見の深化を図るとともに、提供可能なソリューション幅の拡大を行いサービスの質の向上に努めております。

ロ) M&Aアドバイザリー事業

顧客企業が行うM&Aや組織再編に関して、M&A戦略の立案、対象企業の選定・アプローチ、各種デュー・ディリジェンス（調査・分析）、企業価値算定、取引条件・契約書交渉、クローリング（資金決済等）手続きといった業務全般に関する助言・補佐業務を行っております。

この事業においては、Bloomberg 日本M&Aマーケットレビュー アドバイザー・ランキングにおいて、M&A件数で2011年以降上位にランキングされ、大手金融機関と並ぶ実績を残しています。

なお、当社グループは、日本企業のグローバル化の進展に伴い増加するクロスボーダーM&Aの顧客ニーズに対応するため、豊富な実績を有する人材を積極的に採用するとともに、中国子会社の設立、シンガポール支店の開設、ニューヨーク支店の開設及びCFI（Corporate Finance International：欧州を中心として20か国以上にまたがり世界展開するM&Aファーム団体、当社代表の松岡は2021年1月にCFIの理事に就任）への正会員としての加盟を通じて、クロスボーダーM&Aの業務遂行体制の強化及び海外ネットワークの充実を行っております。

ハ) 再生支援事業

再生支援を必要とする企業に対し、事業再生計画策定から実行支援、金融機関との利害調整、経営改革（ターンアラウンド）のための経営参画、各種再生手続き上の支援までトータルサポートを行っております。

当社グループの再生支援事業における特徴として、ハンズオン型経営改革支援（常駐型による経営改革の実行支援）を行っている点が挙げられます。ハンズオン型経営改革支援とは、経営改革（ターンアラウンド）業務に精通したコンサルタントを、顧客企業の経営陣等として派遣し、顧客企業に対して直接的に再生計画・経営改革の実行を支援するというものです。そのため、当社グループは、顧客企業とともに、再生計画の策定とその後の経営改革に直接コミットして、その実現をサポートしております。

二) その他事業

再生支援事業やM&Aアドバイザー事業に関連し、弁護士、公認会計士及び税理士等の各種制度関連の専門家による調査業務（法務、財務及び税務面のデュー・ディリジェンス）を行う他、事業再生計画、M&A及び組織再編の実行局面において、当該制度関連の助言業務を行っております。

また、事業会社及び金融機関の役職員を対象とした教育研修事業として「フロンティア・ビジネススクール」を行っております。

さらに、関連会社であるFCDパートナーズ株式会社及びフロンティア南都インベストメント合同会社を通じて、ファンドによる資金支援業務（投資業務）を行っております。

② 投資事業セグメント

ビジネスモデルの変革や業界再編による成長を図るために資金を必要とする顧客に対し、中長期的な企業価値向上を目的とした直接投資を行うとともに、経営人材の派遣を行っております。

(12) 主要な営業所等 (2022年12月31日現在)

・当社

| | |
|-----------------|-----------------------|
| 本 社 | 東京都港区六本木三丁目2番1号 |
| 大 阪 支 店 | 大阪府大阪市中央区今橋三丁目3番13号 |
| 名 古 屋 支 店 | 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目45番14号 |
| シ ン ガ ポ ー ル 支 店 | シンガポール共和国 |
| ニ ュ ー ヨ ー ク 支 店 | アメリカ合衆国 |

・子会社

| | |
|---------------------|-----------------|
| 頂拓投資諮詢（上海）有限公司 | 中華人民共和国 |
| 株 式 会 社 セ レ ブ レ イ ン | 東京都港区赤坂三丁目4番4号 |
| フロンティア・キャピタル株式会社 | 東京都港区六本木三丁目2番1号 |

(13) **使用人の状況** (2022年12月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

| セグメントの名称 | 使用人数 | 前連結会計年度末 比増減 |
|-------------------|------|-----------------|
| コンサルティング・アドバイザー事業 | 324名 | 67名(増) |
| 投資事業 | 11名 | 11名(増) |
| 合計 | 335名 | 78名(増) |

- (注) 1. 使用人数は就業人数(当社グループからグループ外への出向者を除く。)であり、使用人数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。
2. コンサルティング・アドバイザー事業の使用人数が前連結会計年度末と比べて67名増加したのは、積極的な人材採用及び株式会社セブレインを連結子会社化したことによるものであります。
3. 投資事業の使用人数が前連結会計年度と比べて11名増加したのは、フロンティア・キャピタル株式会社を設立したことによるものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 304名 | 48名(増) | 37.8歳 | 3.0年 |

- (注) 使用人数は就業人数(当社から社外への出向者を除く。)であり、使用人数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。

(14) **主要な借入先** (2022年12月31日現在)

| 借入先 | 借入金額(百万円) |
|-------------|-----------|
| 株式会社 三井住友銀行 | 774 |

(15) **上記記載事項以外の企業集団の現況に関するその他の重要な事項**

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 45,648,000株
 (2) 発行済株式の総数 11,462,657株（自己株式5,821株を除く）
 (3) 株主数 3,743名
 (4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 所有株式数（株） | 持株割合（%） |
|------------------------|-----------|---------|
| 大西正一郎 | 2,169,974 | 18.93 |
| 松岡真宏 | 2,169,974 | 18.93 |
| 日本スタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 875,300 | 7.64 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 805,600 | 7.03 |
| 株式会社SBI証券 | 622,715 | 5.43 |
| 矢島政也 | 614,880 | 5.36 |
| 村田朋博 | 266,880 | 2.33 |
| 山口貴弘 | 160,000 | 1.40 |
| 光澤利幸 | 146,000 | 1.27 |
| 西田明德 | 112,200 | 0.98 |

(注) 持株割合は自己株式（5,821株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

| | 株式数（株） | 交付対象者数（名） |
|---------------|--------|-----------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 19,998 | 3 |

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① ストック・オプション
 ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は50,080株増加しております。
- ② 譲渡制限付株式
 取締役（社外取締役を除く。）3名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2022年3月24日開催の取締役会において自己株式の処分を決議し、2022年4月15日付で自己株式19,998株の処分を行っております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| | | 第14回新株予約権 |
|------------------------|-------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日 | | 2022年2月10日 |
| 新株予約権の数 | | 100個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円) |
| 権利行使期間 | | 2023年2月11日から 2028年2月10日まで |
| 行使の条件 | | (注) |
| 役員の保有状況 | 取締役 (社外取締役を除く) | 新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名 |

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

1. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職、会社都合による退職、業務上の疾病に起因する退職及び転籍、その他正当な理由が存するものとして当社の取締役会が特に認めた場合には、権利行使をなしうるものとする。
2. 本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。
3. 取締役1名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

| | | 第13回新株予約権 | 第14回新株予約権 |
|------------------------|---------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日 | | 2022年2月10日 | 2022年2月10日 |
| 新株予約権の数 | | 631個 | 100個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 63,100株 (新株予約権1個につき100株) | 普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円) | 新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円) |
| 権利行使期間 | | 2025年2月11日から 2028年2月10日まで | 2023年2月11日から 2028年2月10日まで |
| 行使の条件 | | (注) | (注) |
| 使用人等への 交付状況 | 当社 使用人 | 新株予約権の数 631個 目的となる株式数 63,100株 保有者数 182名 | 新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名 |
| | 子会社の 役員及び 使用人 | — | — |

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

1. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職、会社都合による退職、業務上の疾病に起因する退職及び転籍、その他正当な理由が存するものとして当社の取締役会が特に認めた場合には、権利行使をなしうるものとする。
2. 本新株予約権を放棄した場合には、かかる本新株予約権を行使することができないものとする。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

| 氏 名 | 地 位 及 び 担 当 | 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|-----------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大 西 正 一 郎 | 代 表 取 締 役 | 共同社長執行役員 指名・報酬諮問委員会委員 リスク管理委員会委員長 フロンティア・キャピタル(株)代表取締役 CEO兼COO FCDパートナーズ(株)代表取締役 東京電力ホールディングス(株)社外取締役 |
| 松 岡 真 宏 | 代 表 取 締 役 | 共同社長執行役員 指名・報酬諮問委員会委員 リスク管理委員会委員 フロンティア・キャピタル(株)代表取締役 (株)セレブレイン取締役 頂拓投資諮詢(上海)有限公司董事長 FCDパートナーズ(株)代表取締役 俺の(株)代表取締役会長 RIZAPグループ(株)社外取締役 |
| 小 森 忠 明 | 取 締 役 | 副社長執行役員 M&Aアドバイザー部門長 事業法人営業部長 |
| 大 杉 和 人 | 取 締 役 | 指名・報酬諮問委員会委員長 NISHHA(株)社外取締役 (株)群馬銀行社外取締役 |
| 鵜 瀬 恵 子 | 取 締 役 | 指名・報酬諮問委員会委員 三愛オブリ(株)社外取締役 オーエス(株)社外取締役(監査等委員) (株)オオバ社外取締役 公安審査委員会委員 弁護士法人大江橋法律事務所アドバイザー 専修大学大学院経済学研究科非常勤講師 東京都立大学法人監事 |
| 梅 本 武 | 常 勤 監 査 役 | |
| 下 河 邊 和 彦 | 監 査 役 | 指名・報酬諮問委員会委員 (株)経営共創基盤社外監査役 |
| 服 部 暢 達 | 監 査 役 | 指名・報酬諮問委員会委員 (株)ファーストリテイリング社外取締役 (株)博報堂DYホールディングス社外取締役 早稲田大学大学院経営管理研究科客員教授 慶應義塾大学大学院経営管理研究科客員教授 |

- (注) 1. 取締役大杉和人氏及び鵜瀬恵子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役梅本武氏、下河邊和彦氏及び服部暢達氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役大杉和人氏、鵜瀬恵子氏及び監査役梅本武氏、下河邊和彦氏並びに服部暢達氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役梅本武氏は、長年にわたり監査業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
監査役服部暢達氏は、米系大手投資銀行での業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分 | 報酬等の 総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額 (千円) | | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|-----------------|---------------------|---------------------|------------|----------|----------------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | 単年度業績連動型報酬 | | 中長期業績 連動型報酬 | |
| | | | 現金賞与 | 株式報酬A | 株式報酬B | |
| 取締役 (うち社外役員) | 211,912 (15,600) | 187,100 (15,600) | - (-) | - (-) | 24,812 (-) | 6 (2) |
| 監査役 (うち社外役員) | 29,400 (29,400) | 29,400 (29,400) | - (-) | - (-) | - (-) | 3 (3) |
| 合計 (うち社外役員) | 241,312 (45,000) | 216,500 (45,000) | - (-) | - (-) | 24,812 (-) | 9 (5) |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記には2022年3月24日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（社外取締役を含みます。）の金銭報酬は、2022年3月24日開催の定時株主総会において、年額400,000千円（うち社外取締役分25,000千円。ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含みません。）以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）であります。

また、当社の社外取締役を除く取締役に対する株式報酬は、2021年3月25日開催の定時株主総会において、当該金銭報酬とは別枠として、(i) 単年度の連結業績と連動する株式報酬Aとして発行又は処分される当社の普通株式の総額は、年額100,000千円以内、その総数は、年間40,000株以内、(ii) 中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に連動する株式報酬Bとして発行又は処分される当社の普通株式の総額は、年額50,000千円以内、その総数は、年間20,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は3名であります。

監査役の報酬総額は株主総会決議（2018年8月14日臨時株主総会）により、年額50,000千円以内とすると定められております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

イ) 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の決定方法等

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は、任意の指名・報酬諮問委員会の審議、その答申を踏まえ、2021年2月9日開催の取締役会において決議いたしました。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、任意の指名・報酬諮問委員会の審議、その答申を踏まえ、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役会で決定していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ) 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容

・基本方針

企業理念を実践し、短期的な業績目標の達成、中長期的な業績目標の達成、持続的な企業価値の向上に資する優秀な人材を取締役として登用できる報酬といたします。

ステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系といたします。

・報酬構成

取締役（社外取締役を除きます。）の報酬は、上記基本方針に掲げられた要素のバランスを取りながら、固定報酬である基本報酬と、業績に応じて変動する単年度業績連動型報酬及び中長期業績連動型報酬で構成いたします。

社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみで構成いたします。

取締役（社外取締役を除きます。）の各業績連動型報酬の基本報酬に対する報酬構成比率は、役員区分に応じて決定いたします。

・基本報酬

取締役に対して、固定報酬である基本報酬を月次で支給いたします。

基本報酬額は、取締役（社外取締役を除きます。）については、担当する職務内容、責任範囲、在勤年数、短期・中長期業績への貢献度、企業価値の向上への貢献度等を加味し、同業他社水準を考慮し決定いたします。社外取締役については、職責及び他社水準を考慮し決定いたします。

・単年度業績連動型報酬

単年度業績連動型報酬（現金賞与及び株式報酬A）は、単年度の連結業績と連動するものであり、当社の単年度の実績等に基づいて報酬額を決定し、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、毎事業年度の業績確定後、決定した報酬額を現金賞与及び譲渡制限付株式（株式報酬A）により支給いたします。

単年度業績連動型報酬（対象取締役全員の総額）の上限は、目標営業利益超過額の1/3、又は、各代表取締役の基本報酬18か月分及び各対象取締役（代表取締役を除く。）の基本報酬9か月分の合計額のいずれか小さい額といたします。

各対象取締役の単年度業績連動型報酬の支給額は、目標営業利益超過額との関係での業績貢献度及び対象取締役の報酬限度額等を踏まえ決定いたします。

各対象取締役の単年度業績連動型報酬の構成比率は、現金賞与が2/3、株式報酬Aが1/3といたします。

当該業績指標を選定した理由は、営業利益は、本業による利益をあらわすものであり、成果をより直接的に反映する評価指標であるためであります。

なお、当該業績指標は、取締役会の決議により今後変更されることがあります。

当連結会計年度における単年度業績連動型報酬に係る指標の目標値及び実績値は以下のとおりであります。

| | 目標 | 実績 |
|--------|--------|--------|
| 連結営業利益 | 800百万円 | 908百万円 |

・中長期業績連動型報酬

中長期業績連動型報酬（株式報酬B）は、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に連動するものであり、対象取締役に対して、毎事業年度の期初に役位に応じた報酬基準額に基づいて譲渡制限付株式（株式報酬B）を支給いたします。

原則として、中期経営計画の対象期間の終了後、当該対象期間中に付与した当該株式について、中期経営計画の経営目標の達成度や企業価値の向上の程度等に応じて譲渡制限の解除を行う株式数を決定いたします。

なお、2021年から2023年までの間の中期経営計画に係る業績指標としては、連結売上高、連結営業利益率、連結ROE、ESG・SDGsの達成度を挙げております。

当該業績指標を選定した理由は、当該報酬が中期経営計画の業績連動報酬であることから、中期経営計画に定める経営目標と紐付けた上で、中長期的な企業価値向上により一層資する報酬制度とするという当該報酬の目的に照らし、成長性、収益性を重視しながら当社の業績を多角的に取締役の報酬に反映させるために、これらの業績指標を総合的に考慮することが適切であると考えたためであります。

今後、新しい中期経営計画が策定された場合には、当該報酬の算定の基礎とする業績指標は、取締役会の決議により変更されることがあります。

中長期業績連動型報酬に係る指標の目標値は以下のとおりであります。なお、中期経営計画の対象期間終了後、業績評価を実施いたします。

| | 目標 | 評価割合 |
|----------|-------------|------|
| 連結売上高 | 8,700百万円 | 30% |
| 連結営業利益率 | 20% | 30% |
| 連結ROE | 20%以上 | 30% |
| ESG・SDGs | 中期経営計画記載項目等 | 10% |

・報酬ガバナンス

取締役報酬（基本報酬、単年度業績連動型報酬、中長期業績連動型報酬）は、任意の指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定いたします。

重大な会計不正や巨額損失等の一定の事由が発生した場合は、役員毎の責任に応じ支給済みの株式報酬A及び株式報酬Bの全部又は一部を無償返還する旨のクローバック条項を設定いたします。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
取締役大杉和人氏は、N I S S H A 株式会社及び株式会社群馬銀行社外取締役を兼務しておりますが、当社とこれらの会社との間には特別な関係はありません。

取締役鵜瀬恵子氏は、三愛オブリ株式会社社外取締役、オーエス株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社オオバ社外取締役、公安審査委員会委員、弁護士法人大江橋法律事務所アドバイザー、専修大学大学院経済学研究科非常勤講師及び東京都立大学法人監事を兼務しておりますが、当社とこれらの会社等との間には特別な関係はありません。

監査役下河邊和彦氏は、株式会社経営共創基盤社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

監査役服部暢達氏は、株式会社ファーストリテイリング社外取締役、株式会社博報堂D Y ホールディングス社外取締役、早稲田大学大学院経営管理研究科客員教授及び慶應義塾大学大学院経営管理研究科客員教授を兼務しておりますが、当社とこれらの会社等との間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 取締役会への出席状況 | 監査役会への出席状況 | 主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-----|-------|------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 大杉 和人 | 15回/15回 | — | 日本銀行及び株式会社産業再生機構の要職を歴任した中で培われた経済、金融及び事業再生の深い識見を活かして、取締役会において積極的に多岐にわたる発言を行っており、客観的・専門的な視点から、当社の経営及び各部署への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、役員選任方針の審議や取締役の報酬等の内容の決定方針の審議等を牽引いたしました。 |

| 区 分 | 氏 名 | 取締役会への出席状況 | 監査役会への出席状況 | 主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-------|--------|------------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 鵜瀬 恵子 | 15回/15回 | — | 公正取引委員会の要職を歴任した中で培われた経済法・競争政策及び企業コンプライアンスの深い識見を活かして、取締役会において積極的に多岐にわたる発言を行っており、客観的・専門的な視点から、当社の経営及び各部署への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。また、リスクマネジメントやサステナビリティにおける当社及び取締役会のあるべき方向性の審議を牽引いたしました。 |
| 常勤監査役 | 梅本 武 | 15回/15回 | 14回/14回 | 監査業務の経験を活かして監査役会を牽引するとともに、取締役会及び監査役会において主として財務・会計の見地から必要な発言を適宜行い、中立的・客観的な観点から監査を行っております。また、必要に応じ、審議において業務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 監査役 | 下河邊 和彦 | 15回/15回 | 14回/14回 | 弁護士として数多くの企業再生事案を手掛けられた経験を活かし、取締役会及び監査役会において必要な発言を適宜行い、中立的・客観的な観点から監査を行っています。また、必要に応じ、審議において業務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 監査役 | 服部 暢達 | 15回/15回 | 14回/14回 | 米系大手投資銀行での経験及び大学教授として経営分野における知見を活かし、取締役会及び監査役会において必要な発言を適宜行い、中立的・客観的な観点から監査を行っています。また、必要に応じ、審議において業務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当社の取締役及び監査役の全員が、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|---------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 28,608千円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33,608千円 |

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬5,964千円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、企業の存続と持続的な成長を確保するためにコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識に立ち、コンプライアンスについて取締役及び使用人全員への周知徹底を図るとともに、取締役及び使用人全員に対してコンプライアンスに関する研修を行う。
- ② 取締役及び使用人による職務の執行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切に行われていることを確認するため、監査役による監査及び内部監査室による内部監査を実施する。
- ③ コンプライアンス規程及び内部通報規程を制定することにより法令等違反行為に関する報告体制を確立し、かかる行為を速やかに認識し対処する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）については、法令、定款及び文書管理規程その他の関連諸規程に基づき保存及び管理を行う。
- ② 取締役及び監査役の要求があるときは、これらの文書（電磁的記録を含む。）を常時閲覧に供する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する統括責任者を代表取締役とし、リスク管理について必要な事項を組織横断的に定めるリスク管理規程を制定し、リスク管理体制を構築する。
- ② 危機管理規程を制定し、緊急事態が発生した場合における報告及び指揮連絡体制を確立することにより、緊急事態を迅速かつ適切に把握し損失の最小限化に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 原則として毎月1回定時取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、取締役会規則に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。
- ② 取締役会に付議される事項については、任意の指名・報酬諮問委員会、常務会又は経営会議における諮問を経る。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社から成る企業集団としての業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定め、当該規程に則って子会社の管理を実施する。
- ② 子会社の取締役と日常的な意思疎通を図り、企業集団としての経営について協議するほか、子会社が当社の経営方針に則って適正に運営されていることを確認する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が職務を補助するための使用人を置くことを求めた場合、取締役と監査役が意見交換を行い、決定する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統に属さず監査役の指示命令に従うものとし、当該使用人の異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役会の意見を尊重する。

(8) 監査役第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

第6号の使用人を置く場合、常勤監査役は当該使用人と定期的に会議を開催し、当該使用人の業務遂行の状況を確認する。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、事業の報告をする。
- ② 常勤監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要な事項の報告を受ける。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報規程には、通報したことを理由として不利益な取扱いをしないことを規定しており、当該規定に従って運用する。

(11) 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役会は、監査役会で承認された監査計画を実行するために必要な予算を確保する。
- ② 当社は、監査役がその職務執行について費用等の請求をしたときは、監査役の職務執行に明らかに必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出する。
- ③ 監査役の職務執行に係る費用の管理及び執行は、監査役及び監査役の職務を補助すべき使用人が行う。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、監査役会規則及び監査役監査基準を定めるとともに、監査計画書を作成し、取締役会でその内容を説明し、監査の実施に関しての理解と協力を得る。
- ② 監査役は、代表取締役と定期会合を通じて意見交換を行う。
- ③ 監査役は、内部監査人による内部監査に立会うとともに、内部監査人との意見交換及び関連部署との緊密な連携を通じて監査の実効性を確保する。

(13) 財務報告の適正性を確保する体制

取締役及び使用人は「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を遵守した業務執行により財務報告の適正性を確保する。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で立ち向かい、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、コンプライアンス規程その他の社内規程を制定し、反社会的勢力との関係を遮断するための体制を確保する。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

- ① コンプライアンスの徹底のために、当社の役職員に対してコンプライアンス研修を実施いたしました。また、当社の役職員がいつでも社内規程を閲覧できる環境を整えております。さらに、当事業年度中において社内規程が変更された際には、役職員全員に対して通知を発信し、周知いたしました。
- ② 取締役及び使用人による職務の執行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切に行われていることを確認するため、監査役による監査及び内部監査室による内部監査を実施いたしました。
- ③ コンプライアンス規程及び内部通報規程に基づく内部通報窓口を設置・運用しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況

取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）については、法令、定款及び文書管理規程その他の関連諸規程に基づき保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

リスク管理規程及び危機管理規程に基づいた適切な運用を行っております。本事業年度においては、リスク管理委員会を3回開催し、リスクマネジメントの基本方針及び年間計画を策定、リスクの洗出しを行い、リスクへの対策方針を実施・指導いたしました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

本事業年度においては取締役会を15回開催し、取締役会規則に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行いました。

(5) 当社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 当社及び子会社から成る当社グループとしての業務の適正を確保するため、子会社管理規程に則って子会社の管理を実施いたしました。子会社の役職員に対し、コンプライアンス徹底のための研修を実施いたしました。

- ② 子会社の取締役と日常的な意思疎通を図り、必要に応じ報告を求めることで、当社グループとしての経営について協議し、子会社が当社の経営方針に則って適正に運営されていることを確認いたしました。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項の運用状況

監査役の職務を補助するための専任の使用人は設置していません。しかしながら、監査役会運営事務を補助するため、兼務の使用人を2名設置しております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項の運用状況

当該使用人は、監査役会運営事務を行うに当たっては、業務執行上の指揮命令系統に属さず監査役の指示命令に従い当該補助業務を実施しております。

(8) 監査役第6号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の運用状況

常勤監査役は、当該使用人と定期的に会議を開催し、当該使用人の業務遂行の状況を確認しております。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制の運用状況

常勤監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し、役職員から重要な事項の報告を受けております。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況

監査役に報告をしたものが不利な取り扱いを受けたことはありません。

(11) 監査役職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項の運用状況

- ① 監査役職務執行について生ずる費用の請求を受けた時は、速やかにその費用を支出しております。
- ② 監査役職務執行に係る費用の管理及び執行は監査役及び監査役の職務を補助すべき使用人が行っております。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

- ① 監査役会は、監査計画書を作成し、監査役が取締役会でその内容を説明いたしました。
- ② 監査役は、代表取締役と定期会合を年2回実施し、意見交換を行いました。
- ③ 監査役は、社外取締役と定期会合を年2回実施し、意見交換を行いました。
- ④ 監査役は、内部監査人との意見交換を定期的に行いました。

(13) 財務報告の適正性を確保する体制の運用状況

取締役及び使用人は「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を遵守して業務を執行いたしました。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその運用状況

反社会的勢力と接触することを避けるため、取引開始前の段階で反社チェックを実施し、反社会的勢力との関係を遮断するため、契約書に暴排条項を入れております。

8 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|--------------------|------------------|--------------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 4,276,116 | 流 動 負 債 | 1,868,624 |
| 現金及び預金 | 3,199,089 | 買掛金 | 71,030 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 912,827 | 1年内返済予定の長期借入金 | 138,388 |
| 営業投資有価証券 | 23,833 | 未払金 | 128,860 |
| その他 | 164,580 | 未払法人税等 | 288,143 |
| 貸倒引当金 | △24,214 | 賞与引当金 | 764,486 |
| 固 定 資 産 | 1,375,149 | 役員賞与引当金 | 5,050 |
| 有 形 固 定 資 産 | 313,716 | 株主優待引当金 | 13,924 |
| 建物 | 282,593 | その他 | 458,742 |
| 工具器具及び備品 | 31,122 | 固 定 負 債 | 774,063 |
| 無 形 固 定 資 産 | 294,454 | 長期借入金 | 639,313 |
| ソフトウェア | 10,471 | 資産除去債務 | 134,750 |
| のれん | 265,130 | 負 債 合 計 | 2,642,688 |
| 顧客関連資産 | 18,750 | 純 資 産 の 部 | |
| その他 | 102 | 株 主 資 本 | 2,918,939 |
| 投資その他の資産 | 766,978 | 資本金 | 210,062 |
| 投資有価証券 | 3,591 | 資本剰余金 | 577,503 |
| 関係会社株式 | 51,707 | 利益剰余金 | 2,139,619 |
| 関係会社出資金 | 2,485 | 自己株式 | △8,246 |
| 敷金及び保証金 | 361,403 | その他の包括利益累計額 | 8,352 |
| 繰延税金資産 | 346,194 | 為替換算調整勘定 | 8,352 |
| その他 | 1,595 | 新 株 予 約 権 | 34,673 |
| 繰 延 資 産 | 7,379 | 非 支 配 株 主 持 分 | 53,990 |
| 創立費 | 7,379 | 純 資 産 合 計 | 3,015,956 |
| 資 産 合 計 | 5,658,644 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 5,658,644 |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 額 |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高 | | 7,915,655 |
| 売上原価 | | 3,230,126 |
| 売上総利益 | | 4,685,528 |
| 販売費及び一般管理費 | | 3,777,396 |
| 営業利益 | | 908,131 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 158 | |
| 持分法による投資利益 | 8,059 | |
| 受取保険配当金 | 1,802 | |
| 受取事務手数料 | 1,502 | |
| 為替差益 | 9,158 | |
| その他 | 375 | 21,057 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 7,429 | |
| その他 | 247 | 7,676 |
| 経常利益 | | 921,511 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | 53,505 | 53,505 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 868,006 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 366,689 | |
| 法人税等調整額 | △65,019 | 301,670 |
| 当期純利益 | | 566,336 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 9,614 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 556,722 |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) (単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | その他の包括利益累計額 | | 新 株 予 約 権 | 非 支 配 株 主 持 分 | 純 資 産 計 合 |
|-----------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|-----------------|---------------------------|-----------|---------------|-----------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計 合 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 計 合 | | | |
| 2022年1月1日 残 高 | 178,723 | 558,745 | 1,696,822 | △36,575 | 2,397,717 | 9,380 | 9,380 | 46,969 | - | 2,454,066 |
| 当連結会計年度変動額 | | | | | | | | | | |
| 新 株 の 発 行 (新株予約権の行使) | 26,806 | 26,806 | | | 53,613 | | | | | 53,613 |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △113,925 | | △113,925 | | | | | △113,925 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 | | | 556,722 | | 556,722 | | | | | 556,722 |
| 譲渡制限付株式報酬 | 4,532 | △8,048 | | 28,329 | 24,812 | | | | | 24,812 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額) | | | | | | △1,027 | △1,027 | △12,295 | 53,990 | 40,666 |
| 当連結会計年度変動額 合 計 | 31,338 | 18,758 | 442,796 | 28,329 | 521,222 | △1,027 | △1,027 | △12,295 | 53,990 | 561,889 |
| 2022年12月31日 残 高 | 210,062 | 577,503 | 2,139,619 | △8,246 | 2,918,939 | 8,352 | 8,352 | 34,673 | 53,990 | 3,015,956 |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表 (2022年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 3,214,359 | 流 動 負 債 | 1,745,513 |
| 現金及び預金 | 2,187,359 | 買掛金 | 71,215 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 857,016 | 1年内返済予定の長期借入金 | 136,000 |
| 営業投資有価証券 | 23,833 | 未払金 | 115,650 |
| 前払費用 | 120,335 | 未払費用 | 139,316 |
| 立替金 | 41,232 | 契約負債 | 14,220 |
| その他 | 8,423 | 預り金 | 59,848 |
| 貸倒引当金 | △23,839 | 未払法人税等 | 274,196 |
| 固 定 資 産 | 2,432,254 | 未払消費税等 | 174,031 |
| 有 形 固 定 資 産 | 306,493 | 賞与引当金 | 745,174 |
| 建物 | 275,435 | 株主優待引当金 | 13,924 |
| 工具器具及び備品 | 31,057 | その他 | 1,934 |
| 無 形 固 定 資 産 | 10,346 | 固 定 負 債 | 765,010 |
| ソフトウェア | 10,244 | 長期借入金 | 638,000 |
| その他 | 102 | 資産除去債務 | 127,010 |
| 投資その他の資産 | 2,115,415 | 負 債 合 計 | 2,510,524 |
| 投資有価証券 | 3,294 | 純 資 産 の 部 | |
| 関係会社株式 | 1,380,613 | 株主資本 | 3,101,416 |
| 関係会社出資金 | 2,500 | 資本金 | 210,062 |
| 関係会社長期貸付金 | 30,000 | 資本剰余金 | 577,503 |
| 長期未収入金 | 20,601 | 資本準備金 | 210,062 |
| 敷金及び保証金 | 333,584 | その他資本剰余金 | 367,441 |
| 繰延税金資産 | 347,568 | 利益剰余金 | 2,322,095 |
| 貸倒引当金 | △2,747 | その他利益剰余金 | 2,322,095 |
| | | 繰越利益剰余金 | 2,322,095 |
| | | 自己株式 | △8,246 |
| | | 新株予約権 | 34,673 |
| 資 産 合 計 | 5,646,614 | 純 資 産 合 計 | 3,136,089 |
| | | 負債及び純資産合計 | 5,646,614 |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高 | | 7,546,117 |
| 売上原価 | | 3,014,856 |
| 売上総利益 | | 4,531,261 |
| 販売費及び一般管理費 | | 3,452,408 |
| 営業利益 | | 1,078,852 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 169 | |
| 受取保険配当金 | 1,802 | |
| 受取事務手数料 | 3,115 | |
| 為替差益 | 4,840 | |
| その他 | 182 | 10,110 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 7,353 | 7,353 |
| 経常利益 | | 1,081,609 |
| 特別利益 | | |
| 関係会社貸倒引当金戻入益 | 12,438 | 12,438 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | 53,505 | 53,505 |
| 税引前当期純利益 | | 1,040,542 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 356,257 | |
| 法人税等調整額 | △70,212 | 286,045 |
| 当期純利益 | | 754,497 |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：千円)

| | 株 主 資 本 | | | | | |
|-------------------------|---------|---------|---------|-----------------|---------------------------|---------------|
| | 資 本 金 | 資 本 | | 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 |
| | | 資 準 備 | 本 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | |
| | | | | | そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 合 計 |
| 2022年1月1日残高 | 178,723 | 178,723 | 380,022 | 558,745 | 1,681,523 | 1,681,523 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | 26,806 | 26,806 | | 26,806 | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △113,925 | △113,925 |
| 当期純利益 | | | | | 754,497 | 754,497 |
| 譲渡制限付株式報酬 | 4,532 | 4,532 | △12,580 | △8,048 | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | 31,338 | 31,338 | △12,580 | 18,758 | 640,571 | 640,571 |
| 2022年12月31日残高 | 210,062 | 210,062 | 367,441 | 577,503 | 2,322,095 | 2,322,095 |

| | 株 主 資 本 | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 |
|-------------------------|---------|-------------|-----------|-----------|
| | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | | |
| 2022年1月1日残高 | △36,575 | 2,382,418 | 46,969 | 2,429,387 |
| 事業年度中の変動額 | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | | 53,613 | | 53,613 |
| 剰余金の配当 | | △113,925 | | △113,925 |
| 当期純利益 | | 754,497 | | 754,497 |
| 譲渡制限付株式報酬 | 28,329 | 24,812 | | 24,812 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | △12,295 | △12,295 |
| 事業年度中の変動額合計 | 28,329 | 718,997 | △12,295 | 706,702 |
| 2022年12月31日残高 | △8,246 | 3,101,416 | 34,673 | 3,136,089 |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月10日

フロンティア・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 杉山正樹 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 川村英紀 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フロンティア・マネジメント株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フロンティア・マネジメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月10日

フロンティア・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | | |
|--------------------|-------|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 杉山正樹 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 川村英紀 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フロンティア・マネジメント株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月17日

フロンティア・マネジメント株式会社 監査役会

常勤監査役 梅本 武 ㊟

監査役 下河邊 和彦 ㊟

監査役 服部 暢達 ㊟

(注) 監査役 梅本武、監査役 下河邊和彦、監査役 服部暢達は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター TEL 03-5545-1722

交通

「六本木一丁目駅」西改札直結（南北線）
「六本木駅」5番出口より徒歩6分（日比谷線・大江戸線）



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。